

鳥取縣公報

昭和十七年七月三日
第一千三百四十七號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

鳥取縣告示第四百十三號

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百五十五號蔬菜果實ノ最高販賣價格指定中左ノ通改正ス

昭和十七年七月三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

うめノ項ヲ左ノ通り改ム

- 小 梅 一、一〇 〇、一三
- 其ノ他ノ梅 〇、六八 〇、〇八

鳥取縣告示第四百十四號

昭和十五年九月鳥取縣告示第六百八十九號(醫藥品ノ販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年七月三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

表中オレフ油(局方)ノ項ヲ左ノ如ク改ム

鳥取縣告示第四百十五號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル醫藥品ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年七月三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

品 名	容器	單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
硫酸マグネシア	木箱	五〇疋	一一、六七	—
同	紙函	二同	五〇	、六三
同	同	同	、一八	、二二
炭酸マグネシア	紙函	三〇疋	二二、二七	—
同	紙函	五〇〇瓦	、七四	、八八
同	木箱	二五疋	五四、三九	—
マグネシア	紙函	五〇〇瓦	一、七七	二、一七

00711

- 二 脫脂乳 五〇〇匁ニ付 八 錢
- 三 飲用原料牛乳 受渡場所 處理所渡トス

但シ乳質検査ハ處理所ニ於テ行フモノトス

- 一等乳 全乳五〇〇匁ニ付含有脂肪率一%當一七、五〇〇錢トス
- 二等乳 含有脂肪率二、八%未満ノモノ又ハ攝氏十五度ニ於テ比重一、〇二八ニ滿タズ若クハ一、〇三四ヲ超ユルモノ其ノ他飲用牛乳原料トシテ使用スルコトヲ得ザルモノハ五〇〇匁ニ付含有脂肪率一%當一一、四一〇錢トス

鳥取縣告示第四百十八號

日野郡畜産組合ニ對シ石見臨時牛馬市場開設ノ件六月三十日付左記ノ通許可セリ

昭和十七年七月三日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 一. 市場名稱 日野郡畜産組合石見臨時牛馬市場 八三番地
- 二. 位置 日野郡石見村大字上石見字宮脇 八四番地

- 三 開設者氏名 日野郡畜産組合
- 四 開設ノ日時 昭和十七年七月六日二日間
- 五 取扱家畜 牛 馬

鳥取縣告示第四百十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル薄荷製品ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年七月三日

種類	包裝 及 單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
薄荷腦	六〇〇瓦紙函入又ハ瓶入	二五、二四圓	二九、〇二圓
	五〇〇瓦紙函入又ハ瓶入	二一、〇六	二四、二一
	二五瓦瓶入	一、二四	一、五四
薄荷油 (赤油)	六〇〇瓦瓶入	一〇、〇一	一一、六〇
	五〇〇瓦瓶入	八、三九	一〇、〇五
	二五瓦瓶入	〇、五五	〇、六八
薄荷油 (白油)	六〇〇瓦瓶入	一〇、九八	一二、六二
	五〇〇瓦瓶入	九、二〇	一一、〇三
	二五瓦瓶入	〇、六〇	〇、七四

一 薄荷腦 五〇〇瓦又ハ六〇〇瓦ヲ罐入ニテ販賣スル場合ハ本表

00712

- ニ揚ケル五〇〇瓦紙函入又ハ六〇〇瓦紙函入ノモノノ價格ニ十七%加算シ得ルモノトス
- 二 本表價格ハ賣主店先渡價格トシ卸賣業者所在地、市町村以外ノ地ニ於ケル小賣業者最高販賣價格ハ本表小賣業者最高販賣價格ニ左ノ額ノ範圍内ニ於テ運賃實費ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

- 六〇〇瓦又ハ五〇〇瓦入ノモノ 一函(罐、瓶) 二 錢
- 二五瓦ノモノ 一瓶 一 錢

三 本表ニ揚ケル薄荷油トハ遊離メントール四〇%以上ヲ含ムモノヲ謂フ

四 本表ニ揚ケル薄荷腦及薄荷油(白油)ノ六〇〇瓦入、五〇〇瓦入及二五瓦入ノモノトハ其ノ性状、品質ガ日本藥局法ノ所定ニ適合スルモノヲ謂フ

鳥取縣告示第四百二十號

動力糶摺業免許者中左ノ通廢業届出アリタリ

昭和十七年七月三日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 免許證番號 住 氏 名
- 七四八 西伯郡東長田村大字中二九 藤田 敬恭

鳥取縣告示第四百二十一號

昭和十七年六月二十九日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證下付セリ

昭和十七年七月三日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 免許證番號 住 氏 名
- 一、四一四 氣高郡明治村大字松上參拾九番地 坂口 傳三郎

鳥取縣告示第四百二十二號

米子市 畜産組合ニ對シ米子常設家畜市場業務規程中大高分場開催日追加設定認可シタルニ依リ市場法第七條ニ依ル賣買交換及禁止區域左ノ通指定ス

昭和十七年七月三日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 市場名 開 催 地 取扱家畜 開 催 日 禁止區域
- 米子常設家畜市場大高 西伯郡大高村 牛、馬 每月九日、西伯郡一分場大高 大字尾高 十九日 圓

00713

彙報

七月の大詔奉戴日實施事項
の
二百三十億貯蓄へ總進軍

(振興課)

七月の大詔奉戴日は、更に「承諾必謹」の精神に徹せしめると共に次の實施方策に依つて實踐事項の徹底を圖ることとなつた。

◇實施方策

一 大詔に關する講話

七月八日午前六時三十分より十五分間「國民の誓」の時間に於て大詔に關する講話(放送者未定)の放送があり、全國民をして「承諾必謹」の精神に一層徹底せしめる。

二 實踐事項

二百三十億貯蓄總進軍の日

七月の大詔奉戴日は、恰も支那事變五周年記念日の翌日に當るので、之を回顧すると共に更に大東亞長期總力戰を戦ひ抜くた

めに、本年度貯蓄増加目標二百三十億突破への國民總進軍の日と定め、全國一齊に地域、職域の常會を開き、一億民貯蓄應召の感激を以て次の「貯蓄奉公の誓」をなして大詔に應へ奉り、貯蓄増加の申合例示項目中適正なものを選んで之を實踐すること。

貯蓄奉公の誓

大御心に應へ奉り大東亞戰爭を勝ち抜くため、みんな揃つて貯蓄御奉公に勵みます
前線將兵に恥ぢぬやう一人残らず働いて、みんな揃つて貯蓄御奉公に進みます
お互に一層工夫を凝らし簡素の中にも明るい生活を打ち樹て、みんな揃つて貯蓄御奉公に努めます

申合事項

- 1 金屬獻納に依る収入金の共同貯蓄
- 2 賞與及季節収入(配當、利子、麥類、繭等)の貯蓄
- 3 中元贈答廢止に依る貯蓄増加
- 4 不要不急旅行自制に依る貯蓄増加
- 5 未設置貯蓄組合の結成と各種貯蓄組合員の貯蓄額の適正増加
- 6 國債買入増加

7 其の他新たな工夫に依る貯蓄増加

三 實踐事項の解説放送

◇大詔奉戴日實施要項拔萃

一方 針

大東亞戰爭完遂のため必勝の國民士氣昂揚に重點を指向すると共に健全明朗な積極面を發揮すること

二 實施項目

1 詔書奉讀

官公衙・學校・會社・工場等に於ては詔書奉讀式を行ふこと。詔書奉讀式の時刻は業態、交通等を考慮して適宜定めらるること

2 必勝祈願

神社・寺院・教會等に於ては必勝祈願の行事を行ふこと。但し一般の氏子、信徒に對しては其の職場に於て祈願せしめるものとし、殊更に祭式に參列を強制しないこと

3 國旗掲揚

各戸に國旗を掲揚すること

4 職域奉公

各自職域の奉公に勵精し殊更に當日を休業とする如きは採らないこと

5 其の他の國民運動

七月の常會徹底事項

(振興課)

七月の常會徹底事項は次の如く決定した。切に各位の實踐を望む次第である。

一 支那事變勃發五周年記念日の趣旨徹底

大東亞戰爭の動因となつた支那事變を回想し、戰爭完遂のためには米、英の徹底的撃滅と、南方建設と、支那問題の解決とが三大要件であることを認識し、在支皇軍の五年に亘る勞苦に、衷心より感謝するとともに、國民政府の育成強化並に重慶政權覆滅の國民的決意を新にすること。(なほ支那事變は之を大東亞戰爭に包含する旨の閣議決定に鑑み特に支那事變記念日としての國民的行事は之を行はず)

二 戰時國民防諜強化運動の徹底

大東亞戰爭下敵國の各種秘密戰活動が益々熾烈になるのは必定であり、之に對し國家防衛の萬全を期する爲には此の際一般國民の防諜觀念を一層徹底し防諜實踐の強化を圖ることが絶対に必要である。此の意味に於て來る七月十三日より一週間全國に

00714

戰時國民防諜強化運動が實施せられるが、本運動の實施に際しては特に左の諸事項の周知徹底を圖ること。

一 防諜といふことは諜報を防ぐばかりでなく宣傳も謀略も防ぐものであり、特に戰時には敵が銃後攪亂の爲に思想謀略に主力を注いで来るから國民は之に對する注意警戒を怠らず、此際戰時防諜の完璧を期すること。

二 防諜は重職に在る者又は特別な業務に従事する者のみの心得であると云ふ様な觀念を排除すること。

三 防諜はスパイ讀物の様な陰暗暗黒なものであると云ふ様な考へ方を排除すること。即ち防諜の根本は實に日本精神の堅持顯揚にあり、之さへ完全であれば防諜は容易に實踐し得るものなること。

四 防諜は實踐に依り初めて其の効あるものであるから、直に日常の業務に生活に各自の職として實踐することが絶対に必要であること。特に防諜運動を一週間の行事に終らしめる様なことのない様注意すること。

五 防諜上國民は何を爲すべきかと云ふ具體的な心得に就ては諸行事を通じ、又回覽板、印刷物(例、防諜協會發行「國民防諜の話」)配布等に依り週間に夫々達せられるから之を充分に體得して實行に移すこと。

三 戰時生活實踐郵便貯金の強調

皇軍の赫々たる大戦果に應へるため一億國民は此の際應々戰時生活の實踐に徹し、消費の切下に甘んじ一致協力して貯蓄の増強に一段と精勵しなければならぬ。國民貯蓄の大宗たる郵便貯金の預金總額は先頃百億圓を突破したが、本年度の國民貯蓄目標額たる二百三十億圓の達成には是非共萬全を期さなければならぬので、此の機會に本月を「戰時生活實踐郵便貯金強調月」として廣く全國民に勸奨運動を展開することとなつた。之がため特に左の事項の周知徹底を圖り、益々貯蓄奉公の實踐に邁進し本運動の目的達成を期すること。

一 郵便貯金一人の預入總額制限額は本年四月から五千圓に引上られたこと。

二 毎月大詔奉戴日を期し八日間に亘り、割増金附戰時郵便貯金切手(一枚二圓)が全國郵便局から賣出されること。

三 戰時の貯蓄としては貯金切手のほかに定期貯金及積立貯金 が理想的であるから毎戸一口以上必ず預入すること。

四 早起ラジオ體操の普及

健民運動の趣旨に則り體力の錬成を圖るため、例年の通り本年も七月二十一日より八月二十日迄毎朝午前六時全國一齊に早起ラジオ體操の會を開催することとなつた。全國民は專つて最寄

りの會場へ参加する様特に左の事項の徹底を圖りその實効を期すること。

一 各家庭は「二戸一人以上」主義で老幼男女を問はず参加すること。

二 全國民學校の會場の外、神社、佛閣、公園、海岸、廣場、街頭、工場、鑛山等に多數會場を設け積極的に参加すること。

三 會場の都合に依つては隣組の庭先等を適宜利用すること。

五 飼料自給増産報國運動の實踐

飼料の供給確保を圖ることは、軍馬資源の維持及び畜産生産力擴充上極めて肝要であるのみならず、食料増産國策の遂行上にも至大の關係があるのに鑑み、極力國內資源即ち乾草其の他粗飼料の増産利用を徹底して其の自給を圖ることは現下の喫緊時である。之がため勤勞報國精神に基く飼料自給増産報國運動を實施し飼料補給の實効を期すること。

木炭増産推進登録制度

製炭報國手帳の交付

(林務課)

本縣では農林省の木炭生産割當に基づいて、昭和十七年度本縣

木炭需給計畫を樹立し、生産目標八百七十三萬四千貫を目ざして邁進してゐるのであるが、更にこれが目標完遂の一方途として今回木炭増産推進登録制度を實施し、各製炭者に製炭報國手帳を交付して増産に拍車をかけることとなつた。

即ち縣に於ては右木炭生産目標に基づいて市町村別及び企業製炭者別に木炭生産の割當をなし、市町村長はこれに基づき林産物検査員と協議して木炭増産改良組合にその生産責任割當數量を指示し、木炭増産改良組合又は企業製炭者は検査員と協議の上、それ／＼所屬の製炭者別に割當數量を決定して、市町村長・林産物検査所長・同支所長等相協議して増産を期するものであつて、林産物検査支所長は支所に製炭夫登録簿を備付け検査員勤務所にもその控を置いて、製炭者の住所・氏名・年齢・専業兼業の別、補助者數等を登録し、生産割當數量其の他關係事項を記した製炭報國手帳を各製炭者に交付して、それにより製炭状況を明かにし検査員をしてその實績により増産の指導並に減産の厚因究明指導等を行つて、市町村長其の他の關係者と共に重點的指導管勵を行はしめるものである。

又製炭資材たる地下足袋其の他必要物資の配給はこの製炭報國手帳を活用し、其の増産成績に應じて措置する外、増産成績の優秀なる製炭者、増産改良組合等に對しては、別途國其の他に於て

00717

表彰の途を講ぜられる筈である。

尚本縣本年度木炭需給計畫を記せば次の通りである。

一、生産目標量	八、七三四千貫
内 譯	
普通木炭	七、八六七
瓦斯用木炭	八六七
二、縣内需要量	五、七二二
普通木炭	五、二五三
内 譯	
家庭用	二、一〇九
事務用	四〇八
鑛工業用	二、一二二
農林業用	二九七
業務用	三一七
瓦斯用木炭	四六九
三、差引量	
一、普通木炭縣外移出量	一、八八九
政府木炭供出量	一、四六七
特別事情ニヨル移出量	七〇七
同 移入量	二八五

- 二、瓦斯用木炭移出量 三九八
- 三、普通木炭豫備量 七二五

翼賛會縣支部

二十四時間制採用

(振興課)

鐵道省では、關門トンネル開通に伴つて行はれる時刻の改正を期し、今秋十月から七十年來採用實施して來た十二時制を二十四時制に改めることとなり、従つて午前午後の呼稱が廢止されることとなつた。

此の二十四時制は陸海軍方面では既に採用されてゐるのであるが、翼賛會鳥取縣支部でも率先して同制を採用實施することとなり、七月以後の各種會合時間は總て之に據ることとし、二十九日各郡市町村翼賛壯年團長宛通牒を發して同様の取扱をなさしめることとなつた。

00718

本年の茶種豫想收穫高

(統計課)

六月一日現在を以て調査した本縣に於ける本年の茶種は作付面積五六町二段、豫想收穫高五、六一〇石であつて、之を前年作付面積に比すれば三〇九町二段(三割五分三厘)前年實收高に比すれば五、九二六石(五割一分四厘)の各減少を示し、之を前五ヶ年平均實收高に比すれば八、三八四石(五割九分九厘)の減少である。蓋し本年の茶種作は移嶺以來多期間に於ける氣候狀温にして且つ降雪多く、春期間に於ては氣候順調であつたが一般に病虫害の發生があり、生育概して良好でなかつたのと作付面積の減少とに因つて前記の如き收穫を見るべき豫想である。

尚ほ之を郡市別に示せば次の如くである。

郡市別	作付面積 町段	豫想收穫高		増減(△印減)	
		前年作付面積 町段	前年實收高 石	前年作付面積 町段	前年實收高 石
鳥取市	二、四	二、〇	△	一、四	△
米子市	四、三	五、〇	△	一、五	△
岩美郡	一、九	一、〇	△	八、〇	△
八頭郡	七、七	八、〇	△	三、七	△

郡市	氣高	東伯郡	西伯郡	日野郡	計
東伯郡	六、三	九、〇	二、〇	△	二、九
西伯郡	七、五	三、四	一、〇	△	三、九
日野郡	六、二	六、〇	四、八	△	三、九
計	七、九	五、〇	四、四	△	一、一
	五、六	五、六	三、九	△	五、九

兵器獻納資源回收 運動釀出金報告

金額	町村名
一金四拾貳圓八拾五錢	東伯郡旭村
一金貳圓拾錢	氣高郡東郷村
一金四拾六圓五錢	西伯郡春日村
一金參圓	東伯郡淺津村
一金五拾貳圓五拾五錢	岩美郡田後村
一金貳拾圓	八頭郡車村
一金拾七圓八拾錢	米子市醫師會
一金貳拾五圓四拾五錢	氣高郡青谷町
一金參圓九拾八錢	氣高郡日置谷村
一金四圓六拾錢	東伯郡築村
一金拾八圓四拾五錢	岩美郡岩井町
一金六拾參圓貳拾五錢	氣高郡鹿野町

◎行旅死亡人

- 一 本籍 自稱大阪府三島郡高槻町一三一番地
- 一 住所 不詳
- 一 氏名 自稱清水龜三郎
- 一 年齢 六十三歳 男
- 一 人相 丸顔、眉濃ク、鼻高ク、肉肥ヘ、其他普通
- 一 死亡日時 昭和十七年五月二十四日午後四時
- 一 死亡ノ状態 昭和十七年五月二十三日三重縣一志郡大三村大字二本木四三六五番地ニ於テ發見シ、二十四日同隣保館ニ收容看護婦ヲ附添ヘ醫師ノ診察ヲ受ケ療養ニ努メタルモ同日午後四時死亡セリ同日午後四時同村二本木墓地ニ假埋葬セリ
- 一 取扱者 一志郡大三村長
- 一 備考 右ハ五月二十三日發見同日二十四日午後四時死亡シタルニ依リ同日二十六日午後四時假埋葬ス
- 一 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎行旅死亡人

- 一 本籍住所氏名 何レモ不詳、年齢六十四歳ノ男子
- 一 相貌及特徴 身長四尺八寸五分位、體重十貫位、顔面長
- 一 白髪交リノ禿頭、齒型少
- 一 左腕ニ胡瓜ノ入墨、右腕ニ松葉ノ入墨アリ
- 一 左人指ニ切傷アリ、右中指第一節切斷ノ爲ナシ
- 一 死體發見日時及場所 五月十三日午後練背牛村宇大鳳山本所有地内
- 一 死亡ノ原因 久シキ飢食ノ爲榮養不良ニ陥リ心臓衰弱ノ處十

二日ノ夜半往歩中卒倒シ後死亡シタリ

- 一 著衣及所持金品
 - 1 メリヤスシャツ二枚
 - 2 コットンシャツ一枚
 - 3 コットンズボン一枚
 - 4 青色ラシヤズボン一枚
 - 5 茶色コイル天ズボン一著
 - 6 青色ラシヤズボン一著
 - 7 紐 一本
 - 8 黒色帯一本
 - 9 白地赤模樣風呂敷一枚
 - 10 チョッキ一枚
 - 11 紺色ジャバー一著
 - 12 ステッキ一本
 - 13 現金九十四錢 (發見當時素着素足)
- 一 假埋葬月日及場所 昭和十七年五月十四日練背牛村共同墓地ニ假埋葬ス
- 一 取扱者 北海道雨龍郡練背牛村長
- 一 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎行旅死亡人

- 一 本籍現住所氏名不詳 推定年齢二十七八歳位土工夫體ノ男子
- 一 人相、特徴、著衣、所持品 身長五尺二寸位、顔丸、頭髪長ク延ビ前頭部脱落ス、其ノ他特徴ナシ
- 一 著衣 夏メリヤス半シャツ一枚、越中袴一本 所持金 ナシ
- 一 假埋葬年月日及場所 昭和十七年四月二十九日北海道砂川町字吉野共同墓地
- 一 發見場所 昭和十七年四月二十九日午後九時頃砂川町字北本町新十津川渡舟場下流約三百間位ノ石筋橋ノ下ニ漂著シ居ルヲ發見シタルモ本籍住所縁故者不明取人ナキヲ以テ前記ノ通假埋葬ス
- 一 取扱者 室知郡砂川町長
- 一 右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

昭和十七年七月三日印刷
昭和十七年七月三日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣
發行所 鳥取縣 高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取縣 刑務支所